

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	チャットボットシステム（障害福祉サービス等）導入実証実験業務		
発 注 課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課		
選 定 事 業 者	株式会社ビースポーク		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
当該法人は、チャットボットに関する専門的観点から、豊富な導入実績を有しており、総合評価一般競争入札による昨年10月からの本業務の受託以降、業務効率化の実現に向けて効果的な支援を行ってきた。 また、効果的な実証実験の実施のためには、性能の高いチャットボットに対する学習量の蓄積が重要となるが、令和6年度は限られた期間で実証したため継続的な実証が必要である。また、実証実験を行うに当たり、業務経験の浅い職員が検索する機会が多くなるよう、庁内職員の異動時期に併せて運用する必要があるが、別会社のシステムへ移行すると、異動時期の運用が困難である。当該事業を確実にかつ効率的に実施することのできる団体は当該法人をおいてほかにはない。 よって、当該法人は、本事業を確実にかつ効率的に実施することができる唯一の団体であり、競争入札に付すことに適さない契約が適当であると認められる。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和7年3月11日		